附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に湖沼水質保全特別措置法の規定により島根県知事が行った命令その他の行為（以下この項において「命令等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現に同法の規定により島根県知事に対して行っている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）であって、施行日以後同法の規定により松江市長が行い、又は松江市長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、松江市長が行った命令等の行為又は松江市長に対して行った届出等の行為とみなす。

2　施行日前に湖沼水質保全特別措置法の規定により島根県知事に対し届出をしなければならない事項についてその手続がされていないものであって、施行日以後同法の規定により松江市長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、松江市長に対して届出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月二十二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第五十三号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第七山口駐屯地の項の次に次のように加える。

徳島駐屯地	阿南市

別表第八府中基地の項の次に次のように加える。

横田基地	福生市

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第九イ作業外被の項を次のように改める。

作業外被		一着	
			一着

別表第九イ中備考六を備考七とし、備考五を備考六とし、備考四を備考五とし、備考三を備考四とし、備考二を備考三とし、備考一の次に次のように加える。

二　准空尉以上の航空自衛官に対しては、作業外被を貸与しない。

附　則

この政令は、平成二十四年三月二十六日から施行する。

防衛大臣　田中　直紀
内閣総理大臣　野田　佳彦

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月二十二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第五十四号

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令

内閣は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第三条第二項、第九条第一項第三号、第十三条第三項及び第四項、第十九条第二項並びに第二十三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第五条第十二項、第六条第一項、第四項及び第九項並びに第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（設置管理基本計画）

第一条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の設置管理基本計画には、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）並びに同項に規定する両空港航空保安施設（以下この条において「両空港航空保安施設」という。）に関し、空港（当該空港に係る両空港航空保安施設を含む。）ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　滑走路の数、方向、長さ、幅及び強度並びに着陸帯の幅
二　空港敷地の面積及び形状
三　両空港航空保安施設の種類
四　運用時間
五　その他必要な基本的事項

（空港機能施設）

第二条　法第九条第一項第三号の両空港の機能を確保するために必要な政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　航空旅客取扱施設
二　航空貨物取扱施設
三　航空機給油施設

（空港利便施設）

第三条　法第九条第一項第三号の両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設
二　宿泊施設及び休憩施設
三　送迎施設
四　見学施設

（空港用地の貸付けの条件）

第四条　法第十三条第三項の政令で定める貸付けの条件は、次に掲げるものとする。

一　貸付料
二　貸付期間